

高年齢者の自立した生活に対する支援について

資料7

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
(1) 高年齢男女の就業促進と社会参画に向けた取組	ア 高年齢男女が働きやすい柔軟かつ多様な働き方の環境整備 ○ 高年齢者が働きやすい柔軟かつ多様な働き方の環境整備 ① 政府の仕事と生活の調和施策の一環として、企業等との連携等のもとに、短時間勤務、在宅勤務など、高年齢男女が働きやすい多様な働き方の環境を整備する。 イ. 相談窓口のワンストップ化と高年齢女性を対象とした就業相談・能力開発等の充実	内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省	○ テレワーク共同利用型システム実証実験（総務省、厚生労働省） ○ テレワーク・セミナーの実施（厚生労働省） ○ テレワーク相談センターにおける相談の実施（厚生労働省） ○ 「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を改訂し、周知・啓発（厚生労働省） ○ 短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度の導入）の支給（厚生労働省） 短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出た場合に、事業主に対して助成金を支給。 平成21年度より、短時間正社員制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充した。 【現行】短時間正社員制度を設けた上で、最初の制度利用者が出た場合に、助成金を支給。 【拡充】短時間正社員制度を設けた上で、実際に制度利用者が出た場合に、制度利用者の10人目まで助成金を支給。 ○ 短時間正社員制度について、導入モデル例の開発、普及等により、その導入促進・定着を図る。（厚生労働省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等								
	○高齢男女の就業相談窓口のワンストップ化の推進 ①公共職業安定所、高齢期雇用就業支援コーナー、シルバー人材センター等の各種就労支援施策について、相談情報や求職・求人情報の共有等の連携を図り、就業相談、能力開発、職業紹介、起業支援等をワンストップで提供する取組を推進する。 ○高齢女性を対象とした就業相談・支援体制の充実 ②公共職業安定所、高齢期雇用就業支援コーナー、シルバー人材センター等の相談・支援において、高齢女性の就業経歴や就業ニーズを踏まえた相談や情報提供を行うための相談員研修の実施等を通して相談員の知見を高め、高齢女性のニーズや状況を踏まえたきめ細かな対応を行う。特に生活に困難を抱える層については、福祉事務所とも必要に応じて連携し、ニーズに応じた対応を行う。また、男女共同参画センター等と連携し、高齢女性向けに生活全般にわたる相談から、就労に関する相談、意識啓発、能力開発等についてワンストップで提供する取組を推進する。 ○高齢者向けジョブ・カードによる再就職支援の推進 ③キャリアや学習歴・訓練歴、資格・免許、社会体験活動歴などをジョブ・カードに記載し、就業相談、能力開発等の就業支援を一貫して行う「ジョブ・カード制度」において、高齢者向けのジョブ・カード様式を策定することにより、再就職支援の円滑化を図る。	厚生労働省 内閣府、厚生労働省 内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	○公共職業安定所と独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高齢期雇用就業支援コーナーが連携し、利用者が希望に応じた適切なサービスを受けられるよう、相互に誘導を行っている。(厚生労働省) ○独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高齢期雇用就業支援コーナーを通じて、利用者のニーズを踏まえたキャリア設計や退職準備等に関する相談や、他の支援機関への誘導等を、性別を問わず実施している。(厚生労働省) ○生活保護受給者等就労支援事業の実施(厚生労働省) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者における就職率</td><td>52.1</td><td>54.3</td><td>53.8</td></tr> </tbody> </table> (%) ○高齢者の持つ多様な職務経歴を記載することができ、高年齢者雇用安定法に基づく求職活動支援書としても活用できる「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」様式を平成21年2月に策定し、利用を開始したところ。(厚生労働省)		18年度	19年度	20年度	支援対象者における就職率	52.1	54.3	53.8
	18年度	19年度	20年度								
支援対象者における就職率	52.1	54.3	53.8								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○高齢男女の能力の活用に関する検討の推進 ④就業の他に地域活動や社会貢献活動など幅広いキャリアを持つ高齢者について、多様な経験・能力を整理し、再就職や地域活動等にかすための課題について検討する。	内閣府、厚生労働省	○ 高齢者の能力発揮を支援するため、「エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介」、「心豊かな長寿社会を考える国民の集い※」及び「高齢社会研究セミナー※」等の事業を通じて、高齢者の社会参加や世代間交流の必要性について啓発を行っている。 ※平成21年度より「高齢社会フォーラム」に変更(内閣府) ○「エイジレス・ライフ実践者」表彰の実施(内閣府) 平成19年度表彰者数(男性34名、女性13名)、平成20年度表彰者数(男性25名、女性23名)、平成21年度表彰者数(男性29名、女性18名) 平成19年度選考委員数(男性3名、女性4名)、平成20年度選考委員数(男性3名、女性4名)、平成21年度選考委員数(男性2名、女性5名) ○退職後において雇用・就業の創出が期待される地域貢献活動分野に、団塊世代等が自らの能力、経験を活かして円滑に就業できるようNPO法人等を活用した体験訓練、相談、情報提供等の実施を内容とする「地域貢献活動分野促進センター」(コミュニティ・ジョブセンター)を全国10カ所(札幌市、盛岡市、水戸市、横浜市、名古屋市、尼崎市、広島市、高松市、佐賀市、鹿児島市)に設置し、モデル的に実施している。(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○ 高齢者就労支援施策の方針決定過程への女性の参画の拡大 ⑤高齢者就労支援にかかわる各種事業の企画立案に当たって、女性の参画加速プログラムの趣旨に鑑み、その方針決定過程における女性の参画拡大を促進する。 ○ 職業相談・求職情報等の男女別分析の実施 ⑥高齢者の就業に関する男女別の希望や就労経歴の違いを把握して施策の効果的な企画立案や実施にいかすため、公共職業安定所、高齢期雇用就業支援コーナー、シルバー人材センター等、就労支援施策における職業相談や求職情報等の男女別分析を行う。 ウ. 高齢女性が活躍できる職業領域の開拓 ○高齢女性の就業ニーズや職業領域の開拓に関する調査研究 ①高齢者、特に高齢女性の就業ニーズを明らかにし、その経験や能力をいかした職業領域の開拓に関する調査研究を実施する。 ○ シルバー人材センターにおける高齢女性を対象とする仕事の開拓	内閣府、厚生労働省 厚生労働省 内閣府、厚生労働省	○「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップのための意見」（平成19年2月男女共同参画会議決定）に基づき、社会の各分野にお指導的地位に女性が占める割合を調査・公表。（内閣府 平成19年度～） ○ 平成20年4月に男女共同参画推進本部にて決定された「女性の参画加速プログラム」に基づき、同年12月に「厚生労働省女性職員採用・登用拡大計画」を改定し、女性職員の登用に取り組んでいるところ。（厚生労働省） ○「職業安定業務統計」により、高齢者の男女別求職者数を集計。（厚生労働省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	②シルバー人材センターにおいて、ファミリー・サポート・センター事業等の他事業との積極的な連携も図りながら、利用ニーズの掘り起こし、高齢女性のニーズや状況を踏まえた仕事のあっせんの強化など、高齢女性を対象とした仕事を開拓するための取組を推進する。例えば、シルバー人材センターにおいて高齢女性を対象とする仕事を開拓した好事例を収集し、広報周知する。 エ. 高齢男女の能力開発に向けた取組の推進 ○地域の教育機関等と連携した高齢者向け能力開発講座の実施 ①高齢・障害者雇用支援機構やシルバー人材センターにおいて、地域の教育機関と連携した高齢者向けの能力開発講座を実施する。また、教育機関等との連携の下に、高齢者の能力開発に資するような生涯学習の充実を促す。特に高齢女性については、男女共同参画センター等との連携の下に、就業や地域活動を促す能力開発講座の開催等を一層推進する。 ○ 高齢者のICT 関連の能力開発の強化 ②能力開発の観点から高齢者等を対象としたICT講座の充実を促進する。その際、e-ラーニング等を活用した能力開発を促進する。	厚生労働省 内閣府、文部科学省、厚生労働省、 総務省、文部科学省、厚生労働省	○ シルバー人材センターにおいて、女性会員向けの職域拡大、就業先の確保等を図る。(厚生労働省) ○ 地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業を実施(平成21年度～ 内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	オ. 高齢男女の社会参画の促進 ○ 高齢者の地域活動への参画を促進するために情報提供やマッチングを行う地域レベルでの仕組みづくりの促進 ① 地方自治体やNPO等民間団体との連携の下に、地域活動の参画機会に関する情報提供、活動への参加希望者と活動団体とのマッチングなど、男女別のニーズを把握した上で高齢者の地域活動への参画を促進する地域レベルでの仕組みづくりを促進する。 高齢者主体の地域活動を行うNPOやボランティア等の活動について、参加希望者とのマッチングも含めて支援する中間支援組織の育成・支援を行う。 ○ 高齢女性の能力発揮を促進するための取組の推進 ② 国立女性教育会館、地域の男女共同参画センターや女性関連団体等との連携を強化して高齢女性の能力発揮に係る好事例を発掘し、その成功要因・効果等を分析するとともに、その成果や取組に当たった工夫について、イベント、広報誌、サイト等の多様な媒体を用いて普及啓発する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省 内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省	○ エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介事業（一部再掲（1）ーイー④） 既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする世代の高齢期における生き方の参考とするため、高齢社会における生き方として、エイジレス・ライフを実践している事例及びグループで就労や地域社会活動などの社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介している。（内閣府） 「エイジレス・ライフ実践者」表章 平成19年度表章者数（男性34名、女性13名）、平成20年度表章者数（男性25名、女性23名）、平成21年度表章者数（男性29名、女性18名） 「社会参加活動」表章 平成19年度表章グループ数（28グループ）、平成20年度表章グループ数（28グループ）、平成21年度グループ数（33グループ） ○ 団塊世代や高齢者等が教育サポーターとして活躍するための調査研究等の実践結果を周知・普及。（文部科学省 平成21年度～） ○ 全国ボランティア活動振興センター運営事業（厚生労働省） ボランティア活動への参加の促進及び活動の全国的な振興を図るため、全国社会福祉協議会に対し、 ・全国ボランティア大会を開催する事業 ・ボランティア活動に関する調査研究事業 ・ボランティア関係情報誌を発行する事業 など、全国ボランティア活動振興センターの運営に必要な経費を補助している。 ○ 団塊世代や高齢者等が教育サポーターとして活躍するための調査研究等の実践結果を周知・普及。（文部科学省 平成21年度～）（（1）オ①に前掲） ○ 独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、多様な女性のロールモデル事例等を提供。（文部科学省 平成17年度～）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	高齢女性の様々な分野への参画を促進するための活動の充実に向けて、地方公共団体や女性関連団体等の求めに応じて適切な指導・助言ができるアドバイザー(女性の参画促進アドバイザー(仮称))を派遣する事業について、国立女性教育会館等との連携も視野に入れながら人材の養成研修を行うとともに、派遣等の仕組みの構築を図る。 また、教育サポーター制度やシニア能力活用促進事業、企業等OB人材マッチング事業等の高齢者の能力発揮施策について、高齢女性の参画状況を定期的に把握し、高齢女性の参画促進に向けた広報啓発や、人材の発掘方法や活動領域の設定を工夫して女性が参加しやすい仕組みづくりを進める等の取組を促進する。 ○ 高齢男性の家庭・地域への円滑な参画を支援する講座等の充実 ③退職時などのタイミングを捉えて、高齢男性向けに、家庭・地域への円滑な参画を支援する講座等の充実を促進する。具体的には、高齢期雇用就業支援コーナーにおける退職準備等に係る相談やセミナー等の充実を図る他、	内閣府、文部科学省、厚生労働省	○ 農山漁村において生産や加工、生活支援活動を積極的に進めている、女性を含めた高齢者グループ等に対する表彰事業を実施し、地域での高齢者による自発的な取組を推進。(農林水産省) ○ 企業等OB人材のニーズ・シーズの発掘及び中小企業とのマッチングを展開(経済産業省 平成15年度～平成19年度) ・企業等OB人材マッチング事業(平成20年3月末現在) OB人材登録数 8,174人 マッチング件数 4,311人 大企業の退職者及び近く退職を迎える実務経験豊かな人材(新現役)のニーズ・シーズの発掘及び中小・小規模企業とのマッチングの支援を実施(経済産業省 平成20年度～) ・新現役チャレンジ支援事業(平成21年3月末時点) 新現役人材登録数 8,435人 マッチング件数 2,153人 ○ 地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業を実施(平成21年度～ 内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	地方公共団体やNPO等で行っている「地域デビュー講座」や企業の退職者講座等の充実を促進する。プログラムでは、地域活動における男女共同参画に向けて、男女の共生・協働について学べるような内容とすることが望ましい。 また、男女共同参画センターや生涯学習施設等との連携の下に、男性向けの家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を促進する。		○ 独立行政法人国立女性教育会館では、「地域活性化に向けた男女共同参画推進に関する調査研究」において、男性の次世代育成支援活動への参画とその促進についての調査を行い、事例集を作成。調査研究の成果をもとに平成21年度には「家庭教育・次世代育成支援指導者研修～地域ぐるみの活動と男性の参画を進めるために～」を実施。(文部科学省 平成20年度～) ○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高齢期雇用就業支援コーナーを通じた退職準備等に関する相談やセミナー等を実施している。(厚生労働省)
(2) 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備	ア. 多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築 1. 女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し ○ 第3号被保険者制度の在り方の検討 ① 第3号被保険者制度については、希望する女性が働きやすい就業環境整備の加速化を前提としつつ、経済的自立を阻害しない方向で縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める。その際には、第3号被保険者と位置付けられていた女性の給付水準の単純な引き下げにならないよう、所得分割制度の一層の徹底を含め、女性の現状を踏まえた上で、高齢期の所得保障の在り方の視点から検討する必要がある。	厚生労働省	○ 平成20年4月より、被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する第2号被保険者が納付した保険料は夫婦が共同して負担したものとみなして、夫婦が離婚した場合、第3号被保険者からの請求により、納付記録を2分の1に分割し、その記録に基づいて夫婦それぞれに老齢厚生年金の給付が行われる仕組みが導入されたところ。(厚生労働省) ○ 年金制度については、 ・年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設 ・消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設することを骨格とする法律を平成25年までに成立させることとしており、今後具体的な制度設計を行う。(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○配偶者控除の見直し ②国民に与える影響に配慮しつつ、縮小・廃止の方向で配偶者控除の見直しの検討を進める。配偶者控除は育児期世帯に対する支援という側面を有しているが、育児期世帯への配慮については、「控除」という形ではなく積極的な評価としての「手当」への変換の方向性も含めて検討する。	財務省	○平成15年度税制改正において、現状では共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになっているということ、女性の就業に関する選択等に中立的でないといった指摘もあること等を踏まえ、配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分について廃止（財務省 平成15年度） ○平成19年11月の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（政府税制調査会） 配偶者控除等（配偶者控除・配偶者特別控除）については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。 イ 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある ロ 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している ハ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある ニ 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか 他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もあった。 配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。（財務省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	2. 女性の働き方の変化を踏まえた制度への見直し ○パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大 ①個人としての年金権を充実するとともに、年金の支え手を増やすため、パートタイム労働者にできるだけ厚生年金を適用するという方向を目指しつつ、対策を充実させることが基本である。このためにも、まずは現在国会において継続審議とされている「被用者年金一元化等法案」の早期成立を図る。 ○遺族厚生年金の仕組みの在り方の検討 ②遺族厚生年金について、希望する女性が働きやすい就業環境整備の状況や遺族に対する所得保障の必要性等を踏まえながら、女性の就労・不就労の選択における中立性を確保する方向で給付と負担の関係について検討する。	厚生労働省 厚生労働省	○「被用者年金一元化法案」については、平成21年7月、衆議院の解散に伴って廃案となったところ。(厚生労働省) ○年金制度については、 ・年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設 ・消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設することを骨格とする法律を平成25年までに成立させることとしており、今後具体的な制度設計を行う。(厚生労働省)((2)ア1①に前掲) ○平成19年4月より、自らの保険料納付が給付に確実に反映される仕組みとするという観点から、本人の老齢厚生年金が全額受給されることを基本とし、改正前の制度で遺族となった場合に受給できる額と本人の老齢厚生年金との差額が遺族厚生年金として支給される仕組みとなったところ。(厚生労働省) ○年金制度については、 ・年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設 ・消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設することを骨格とする法律を平成25年までに成立させることとしており、今後具体的な制度設計を行う。(厚生労働省)((2)ア1①に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	3. 家族形態の変化に対応した制度への見直し ○年金制度におけるモデル世帯の在り方の検討 ①家族形態の変化を踏まえてモデル世帯の在り方を検討し、現在モデル世帯とされている片働き世帯だけでなく、単身世帯(男女別)や共働き世帯などの複数の世帯類型ごとの年金の給付水準についても、将来どの程度の水準にあるかなど更なる周知に努める。 ○老齢年金の加入期間の在り方の検討 ②単身の非正規雇用者の増加等が未納を増やし、将来の無年金者を増やすのではないかと指摘があることを踏まえ、老齢年金の最低加入期間(25年)について、社会保障審議会年金部会等における議論も踏まえた上で、その在り方について検討する。	厚生労働省 厚生労働省	○ 家族形態の多様化を踏まえ、平成16年財政再計算結果の公表時から、片働き世帯だけでなく、単身世帯(男女別)や共働き世帯についても将来の年金給付水準等の見通しを示していたところであり、今年公表した平成21年財政検証関連資料においても、同様の見通しを示している。(厚生労働省) ○ 年金制度については、 ・年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設 ・消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設することを骨格とする法律を平成25年までに成立させることとしており、今後具体的な制度設計を行う中で、モデル世帯の在り方についても検討していく。(厚生労働省) ○ 年金制度については、 ・年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設 ・消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設することを骨格とする法律を平成25年までに成立させることとしており、これと併せ、無年金問題等の現行制度に関する課題への対応についても検討を行う。(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	イ. 就労における男女の均等な機会と公正な待遇の確保 ○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ①女性が育児や介護等と両立して継続して働き続けることができるように、男性を含めた働き方の見直しや男性の子育て参加の支援・促進等を含め、育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク等の柔軟な働き方の確保や子育て支援等を通じ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を推進する。	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポートのとりまとめ(内閣府) 政労使によって構成される会議(仕事と生活の調和連携推進・評価部会及び関係省庁連携推進会議の合同会議)において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2009」をとりまとめ。レポートでは、仕事と生活の調和の実現状況を把握した上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示。(平成21年8月公表) ○パパの育児休業体験記の公表(内閣府) 「育児休業を取得したい」「仕事と同様に家庭でもしっかりと役割を果たしたい」と考えている男性を後押しするとともに、そういった男性を取り巻く職場や家庭の意識を変えていくことを目的として、育児休業を取得した又は取得中の男性から、育児休業にまつわる体験記を募集。全国の助産院等に配布。(平成20年12月公表) ○「カエル！ジャパン」キャンペーンの実施(内閣府) 社会全体での仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組を推進するための国民運動を一層効果的に推進するため、「カエル！ジャパン」キャンペーンを実施。ワーク・ライフ・バランスの取組推進のために、企業・団体の具体的な取組事例を紹介。(平成20年6月～) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定(内閣府) 経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」(座長は官房長官)において策定された。(平成19年12月) ○テレワーク共同利用型システム実証実験(総務省、厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			○「女性研究者支援モデル育成(科学技術振興調整費)」において、女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、大学等において研究環境の整備など研究と出産・育児を両立しつつ研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる取組を支援している。(平成18年度～ 文部科学省)(平成21年度予算額1,550百万円) ○日本学術振興会の「特別研究員事業」において、優れた男女の研究者が、出産・育児による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰することを支援するために、復帰支援枠を設け、支援している。(平成18年～ 文部科学省)(平成21年度予算額 393百万円) ○戦略的創造研究推進事業(出産子育て等支援制度)において、出産・育児・介護に際し、研究キャリアを継続・復帰できるよう男女共同参画促進費を支給している。(文部科学省)(平成20年～、科学技術振興機構の運営費交付金にて実施。平成20年度は18件を採択・支援) ○都道府県に「安心こども基金」を造成し、保育所の整備等や認定こども園等の新たな保育需要への対応および保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を実施している。(文部科学省・厚生労働省)(平成20年～22年度)(平成20年度第2次補正予算額100,000百万円(文科・厚労合算額)) ○「安心こども基金」において、平成21年度より対象を拡充し、保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を実施している。(文部科学省・厚生労働省)(平成21～22年度(一部事業については平成23年度まで))(平成21年度補正予算額150,000百万円(文科・厚労合算額)) ○子育て支援推進経費において、預かり保育を実施する、あるいは子育て支援活動を推進する私立幼稚園に特別な助成を行う都道府県に対して、補助を実施している。(文部科学省)(平成20年～:平成20年度予算額 4,625百万円、平成21年度予算額 4,617百万円) ○仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進 (5(1)ア①に前掲) 両立を図りやすくするための雇用環境整備に関する周知 啓発活動を推進(厚生労働省) 育児期の男性労働者を対象とした、「父親のワーク・ライフ・バランス」ハンドブックの作成、配布(厚生労働省) ○育児・介護休業法を改正し、父母ともに育児休業を取得した場合の育児休業可能期間の延長(パパ・ママ育休プラス)など、男性の育児休業取得促進策を導入。(厚生労働省 平成21年7月1日改正法公布) (5(1)ア①に前掲) ○男性も育児参加できるワーク・ライフ・バランスの推進 (5(1)ア①に前掲) 「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」提言の普及(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																								
			○ 両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の支給(厚生労働省) (5(1)イ①に前掲) 子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者がこれらの制度を6か月以上利用した場合に、事業主に対して助成金を支給。 平成21年度より、短時間勤務制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充した。 【現行】6か月以上継続雇用されている者が、一定の短時間勤務制度を、6か月以上利用したこと(10人目まで)。 【拡充】・新たに雇い入れた利用者也助成対象に追加。 ・助成対象となる短時間勤務制度を拡大。 ・期間を定めて雇用されている者にも利用させた場合助成額を増額。 ※子育て期の短時間勤務支援コースの支給状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>79</td><td>107</td><td>98</td></tr> <tr> <td>金額(千円)</td><td>31,050</td><td>45,900</td><td>41,800</td></tr> </tbody> </table> ○ 両立支援レベルアップ助成金(代替要員確保コース)の支給(厚生労働省) (5(1)イ①に前掲) 育児休業取得者が育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対し、助成金を支給 ※代替要員確保コースの支給状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者(人)</td><td>1,371</td><td>1,131</td><td>1,164</td></tr> <tr> <td>金額(千円)</td><td>300,250</td><td>246,200</td><td>233,300</td></tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	件数	79	107	98	金額(千円)	31,050	45,900	41,800		18年度	19年度	20年度	対象者(人)	1,371	1,131	1,164	金額(千円)	300,250	246,200	233,300
	18年度	19年度	20年度																								
件数	79	107	98																								
金額(千円)	31,050	45,900	41,800																								
	18年度	19年度	20年度																								
対象者(人)	1,371	1,131	1,164																								
金額(千円)	300,250	246,200	233,300																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																					
			○ 両立支援レベルアップ助成金(休業中能力アップコース)の支給(厚生労働省) 育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に支給 ※休業中能力アップコースの支給状況 <table><tr><td></td><td>18年度</td><td>19年度</td><td>20年度</td></tr><tr><td>対象者(人)</td><td>3,247</td><td>3,417</td><td>3,438</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>201,544</td><td>222,001</td><td>223,810</td></tr></table> ○ 両立支援レベルアップ助成金(職場風土改革コース)の支給(厚生労働省) (5(1)イ①に前掲) 両立支援制度を労働者が気兼ねなく利用することができるよう、職場風土改革に計画的に取り組む事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下で、かつ、子育て世代の労働者が4割以上であること、その他の指定の要件を満たす事業主)を指定し、成果を上げた場合に支給 平成21年度から、両立支援レベルアップ助成金の「男性労働者育児参加促進コース」と統合され、事業主の指定要件の中に、男性の育児参加を促進している旨の内容が追加された。 ※職場風土改革コースの支給状況 <table><tr><td></td><td>19年度</td><td>20年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>289</td><td>566</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>144,500</td><td>372,500</td></tr></table> ○ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進(厚生労働省) ・労働時間等設定改善援助事業の実施 ・労働時間等設定改善推進助成金の支給 ・職場意識改善助成金の支給 ・特に時間外労働が長い事業場に対する自主的取組の推進		18年度	19年度	20年度	対象者(人)	3,247	3,417	3,438	金額(千円)	201,544	222,001	223,810		19年度	20年度	件数	289	566	金額(千円)	144,500	372,500
	18年度	19年度	20年度																					
対象者(人)	3,247	3,417	3,438																					
金額(千円)	201,544	222,001	223,810																					
	19年度	20年度																						
件数	289	566																						
金額(千円)	144,500	372,500																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																				
			○ 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成(厚生労働省) (中央における取組) ・仕事と生活の調和推進プロジェクトの展開 ・業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定 ・仕事と生活の調和を推進する専門家の養成 (地方における取組) ・仕事と生活の調和推進会議の開催 ・仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励 ・社会的気運の醸成を図る事業の実施 週 6 0 時間以上の雇用者の割合 (%) <table><tr><td></td><td>1 7 年</td><td>1 8 年</td><td>1 9 年</td><td>2 0 年</td></tr><tr><td>週 6 0 時間以上の雇用者の割合</td><td>1 1 . 7</td><td>1 0 . 8</td><td>1 0 . 3</td><td>1 0 . 0</td></tr></table> 総務省「労働力調査」より 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率 (%) <table><tr><td></td><td>1 7 年</td><td>1 8 年</td><td>1 9 年</td><td>2 0 年</td></tr><tr><td>取得率</td><td>4 7 . 1</td><td>4 6 . 6</td><td>4 7 . 7</td><td>4 8 . 1</td></tr></table> 厚生労働省「就労条件総合調査」より ○ テレワーク・セミナーの実施(厚生労働省)((1)ア①に前掲) ○ テレワーク共同利用型システム実証実験の実施(総務省、厚生労働省)((1)ア①に前掲)		1 7 年	1 8 年	1 9 年	2 0 年	週 6 0 時間以上の雇用者の割合	1 1 . 7	1 0 . 8	1 0 . 3	1 0 . 0		1 7 年	1 8 年	1 9 年	2 0 年	取得率	4 7 . 1	4 6 . 6	4 7 . 7	4 8 . 1
	1 7 年	1 8 年	1 9 年	2 0 年																			
週 6 0 時間以上の雇用者の割合	1 1 . 7	1 0 . 8	1 0 . 3	1 0 . 0																			
	1 7 年	1 8 年	1 9 年	2 0 年																			
取得率	4 7 . 1	4 6 . 6	4 7 . 7	4 8 . 1																			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○女性の再就職や起業に対する支援体制の充実 ②子育て等で仕事を中断した女性等の再就職について、マザーズハローワーク等において担当者制による職業相談・職業紹介を行うなどきめ細かな就職支援や能力開発の支援を行う。また、男性に比べて経験や人的ネットワークが少ない女性に対し、起業のための情報提供や経済的支援等を行う。	内閣府、財務省、厚生労働省	○テレワーク相談センターにおける相談の実施(厚生労働省)((1)ア①に前掲) ○「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を改訂し、周知・啓発(厚生労働省)((1)ア①に前掲) ○短時間労働者均衡待遇推進等助成金(短時間正社員制度の導入)の支給(厚生労働省)((1)ア①に前掲) 短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出た場合に、事業主に対して助成金を支給。 平成21年度より、短時間正社員制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充した。 【現行】短時間正社員制度を設けた上で、最初の制度利用者が出た場合に、助成金を支給。 【拡充】短時間正社員制度を設けた上で、実際に制度利用者が出た場合に、制度利用者の10人目まで助成金を支給。 ○短時間正社員制度について、導入モデル例の開発、普及等により、その導入促進・定着を図る。(厚生労働省)((1)ア①に前掲) ○これまで、少子化対応経営の取組によって有為な結果を得ることができている事例を整理。他社へ参考モデルとして紹介すべく、「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営マニュアル」等の事例集を作成し、普及。(経済産業省 平成18年度～20年度) ○子育て中の女性等の再就職や起業等の支援情報を集めたポータルサイトを開設し、情報発信。(内閣府 平成18年度～) ○子育て中の女性の再チャレンジに必要な情報提供を行うようなパンフレットの作成や、再チャレンジした女性の事例の調査、NPOにおける女性の再チャレンジの実情等に関する調査事業を実施。(内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																
			○ 平成18年度からマザーズハローワークを全国12か所に、平成19年度からマザーズサロンを全国36か所に、平成20年度からマザーズコーナーを全国60か所に設置して、子育てをする女性等に対する再就職支援の充実を図ってきたところ、平成21年度においても、全国40か所にマザーズコーナーを設置し、更なる支援体制の充実を図った(合計:全国148か所)。 また、平成20年度におけるマザーズハローワーク等の就職支援については、雇用情勢の厳しさが増し、希望やニーズを踏まえた求人の確保が難しくなる中において、担当者制による就職支援を受けた者の就職率が70%を超えるなど、効果的に行われたところである。(厚生労働省) マザーズハローワークの実績 <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>新規求職者数(人)</td><td>54,844人</td><td>87,123人</td><td>130,694人</td></tr> <tr> <td>就職件数(件)</td><td>13,834件</td><td>23,374件</td><td>35,263件</td></tr> <tr> <td>担当者制による 就職支援を受けた重点支援対象者数(人)</td><td>4,580人</td><td>14,744人</td><td>25,261人</td></tr> <tr> <td>担当者制による 就職支援を受けた 重点支援対象者の 就職率(率)</td><td>66.10%</td><td>76.30%</td><td>78.70%</td></tr> </table> ○ 再就職希望者支援事業(厚生労働省)(3(3)イ①に前掲) ・情報提供や再就職準備セミナーの開催等により再就職希望者の支援を実施 ・再就職者の活用に積極的な企業等の事例を収集し、再就職に関する雇用管理のノウハウ・好事例について情報を提供(厚生労働省) ・インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるe-ラーニングプログラムを提供(厚生労働省) ・再就職準備のための計画的な取組が行えるよう、キャリアコンサルティング等を通じてきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施(厚生労働省) <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>再就職準備セミナー受講者数</td><td>9,697人</td><td>8,013人</td><td>11,263人</td></tr> <tr> <td>再チャレンジサポートプログラム参加者数</td><td>1,233人</td><td>4,381人</td><td>5,301人</td></tr> </table>		18年度	19年度	20年度	新規求職者数(人)	54,844人	87,123人	130,694人	就職件数(件)	13,834件	23,374件	35,263件	担当者制による 就職支援を受けた重点支援対象者数(人)	4,580人	14,744人	25,261人	担当者制による 就職支援を受けた 重点支援対象者の 就職率(率)	66.10%	76.30%	78.70%		18年度	19年度	20年度	再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人	再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人
	18年度	19年度	20年度																																
新規求職者数(人)	54,844人	87,123人	130,694人																																
就職件数(件)	13,834件	23,374件	35,263件																																
担当者制による 就職支援を受けた重点支援対象者数(人)	4,580人	14,744人	25,261人																																
担当者制による 就職支援を受けた 重点支援対象者の 就職率(率)	66.10%	76.30%	78.70%																																
	18年度	19年度	20年度																																
再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人																																
再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人																																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
			○ 女性の起業支援専用サイトの開発及び運用(厚生労働省)(3(5)ア①に前掲) ○ 女性起業家向けメンター紹介サービス事業の実施(厚生労働省)(3(5)ア①に前掲) (メンター利用件数) 平成20年度 815件 平成19年度 743件 平成18年度 659件 ○ 「女性と仕事の未来館」において、起業を希望する女性及び女性起業家を対象としたセミナーの開催及びセミナー参加者の交流会・相談の実施(厚生労働省)(3(5)ア①に前掲) ○ 創業に必要な実践的能力の修得を支援する創業塾を開催。その中で、平成13年度から女性向け創業塾についてもこれまでに約260箇所で開催し、約9,600人が受講。(経済産業省 平成13年度～) 実績: ・平成18年度 女性創業塾実施箇所数 39箇所 女性創業塾受講者数 1,203人 ・平成19年度 女性創業塾実施箇所数 38箇所 女性創業塾受講者数 1,218人 ・平成20年度 女性創業塾実施箇所数 34箇所 女性創業塾受講者数 961人 ○ 女性、若者／シニア起業家支援資金(平成11年度～)(経済産業省) ・女性、若年者(30歳未満)又は高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね5年以内の起業家に対し、低利の融資を実施。 これまでの女性起業家への融資実績(平成11年4月～平成21年3月末) 融資件数 41,347件 融資金額 2,124億円 過去3年間の女性起業家への融資実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数(件)</td><td>5,887</td><td>6,065</td><td>2,318</td></tr> <tr> <td>貸付金額(百万円)</td><td>26,199</td><td>25,909</td><td>22,398</td></tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	貸付件数(件)	5,887	6,065	2,318	貸付金額(百万円)	26,199	25,909	22,398
	18年度	19年度	20年度												
貸付件数(件)	5,887	6,065	2,318												
貸付金額(百万円)	26,199	25,909	22,398												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○女性の参画加速プログラムの推進 ③女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組を定める「女性の参画加速プログラム」(平成20年4月8日、男女共同参画推進本部決定)を推進し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備、及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組を推進する。 ○男女雇用機会均等の確保に向けた取組の推進 ④男女雇用機会均等法の周知徹底、法に基づく行政指導、紛争解決の援助・相談体制の充実等を図り、実質的な男女雇用機会均等の確保に向けた取組を一層推進する。	全府省 内閣府、厚生労働省	うち新創業融資制度(※)を適用したもの(平成18年4月～平成21年3月末) 融資件数 4,771件 融資金額 134億円 ※新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方に、事業計画(ビジネスプラン)の審査により、無担保・無保証人で融資する制度。平成22年3月末までの措置として貸付期間等の延長等を実施。 ○男女共同参画担当大臣が各界トップ層を訪問し、継続して働きやすい環境の整備や管理職への女性登用等について積極的にはたらきかけを実施(大臣キャラバン)(内閣府 H20年3～5月) ○企業とのトップ懇談会を実施(内閣府 H20年3～5月) ○「女性の参画加速プログラム」における各府省庁の取組状況について、第46回基本問題・計画専門調査会にてフォローアップを実施(内閣府 H21年度) ○男女共同参画基本計画(第2次)に、「男女雇用機会均等の更なる推進」を規定。(内閣府) ○男女雇用機会均等月間(6月1日～30日)の実施(男女雇用機会均等法の周知啓発)等(厚生労働省)(2(2)③に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○ポジティブ・アクションの推進 ⑤男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組(ポジティブ・アクション)を講ずる事業主に対し、その具体的取組方法についての相談、情報提供を通じ、取組の促進を図る。	厚生労働省	○ 男女雇用機会均等法に基づく行政指導の実施（厚生労働省） 職場において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施（3（1）ア②に前掲） 雇用均等室における是正指導件数 平成20年度 13,578件 平成19年度 15,069件 平成18年度 5,393件 相談件数 平成20年度 25,478件 平成19年度 29,110件 平成18年度 26,684件 ○ 労働者と事業主間の紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、円滑かつ迅速な解決の援助を実施（厚生労働省）（3（1）ア⑤に前掲） 労働局長による個別紛争解決の援助の申立受理件数 平成20年度 676件 平成19年度 546件 平成18年度 166件 調停申請受理件数 平成20年度 69件 平成19年度 62件 平成18年度 5件 ○ 企業におけるポジティブ・アクション取組状況等を紹介するサイト(「ポジティブ・アクション応援サイト」)の設置(厚生労働省)(1(3)②に前掲) 【掲載企業数】 474社(平成21年6月25日現在) 平成20年度 454社 平成19年度 278社 ○ 個々の企業が自社の女性の活躍推進状況をはかることができる物差しとなる値(ベンチマーク)の構築、提供、中小企業向けに雇用管理アドバイザーの派遣(厚生労働省)(3(1)イ②に前掲) 【事業参加企業のうち、診断後ポジティブ・アクションに取り組む又は取組内容を充実、見直しすることとする企業割合】 平成20年度 87.9% 平成19年度 89.5% 平成18年度 87.0%

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等								
	○非正規雇用者に対する公正な処遇の促進 ⑥就業形態にかかわらず公正な処遇が行われ、非正規雇用者についても本人が望むのであれば正規雇用へ移行しうる社会づくりを進める。具体的には、企業との連携の下で、改正パートタイム労働法等関係法令の周知、法令遵守のための指導等を進める。 ○母子世帯の自立支援施策の推進 ⑦安定した就業に向けた支援を始めとする母子世帯の自立支援施策を一層推進する。特に、職業能力開発が実際の就業に結びつくような支援を重点的に推進する。	厚生労働省 厚生労働省	○ ポジティブ・アクション実践研修の開催(厚生労働省)(3(1)イ②に前掲) 【研修参加者数】 平成20年度 5,289人 平成19年度 5,945人 ○ 機会均等推進責任者に対する情報提供としてメールマガジン配信事業の実施(厚生労働省)(3(1)イ②に前掲) ○ 改正パートタイム労働法に基づく行政指導の実施(厚生労働省) パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、改正パートタイム労働法に基づく適確な指導等を実施する。 ○ 均衡待遇等の推進に意欲のある事業所に対して、人事労務管理の専門家である「均衡待遇・正社員化推進プランナー」を派遣し、具体的に助言(厚生労働省) ○ 看護師等の経済的自立に効果的な資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や、個別の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策を推進。(厚生労働省) ・高等技能訓練促進費の支給件数(平成19年度):1322件 ・母子自立支援プログラム策定件数(平成19年度):4538件 * 各年度(4月～12月分) ○ 母子家庭の母等に対する職業訓練を実施(厚生労働省) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td><td>1,428人</td><td>1,782人</td><td>1,929人</td></tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	受講者数	1,428人	1,782人	1,929人
	18年度	19年度	20年度								
受講者数	1,428人	1,782人	1,929人								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																
			○ 生活保護受給者等就労支援事業の実施(厚生労働省)((1)イ②に前掲) (%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者における就職率</td><td>52.1</td><td>54.3</td><td>53.8</td></tr> </tbody> </table> ○ 母子家庭の母等に対する試行雇用奨励金の支給(厚生労働省) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トライアル雇用開始者数(人)</td><td>324</td><td>290</td><td>218</td></tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	支援対象者における就職率	52.1	54.3	53.8		18年度	19年度	20年度	トライアル雇用開始者数(人)	324	290	218
	18年度	19年度	20年度																
支援対象者における就職率	52.1	54.3	53.8																
	18年度	19年度	20年度																
トライアル雇用開始者数(人)	324	290	218																
	ウ. 自営業・農林漁業における家族従業者の経済的地位の向上 ○ 農業者・漁業者向けの年金制度の普及促進 ① 農業者年金制度、漁業者年金制度の一層の普及促進、特に女性の積極的な加入促進を進める。 ○ 家族経営協定等の締結促進	農林水産省	○ 農業者年金の加入促進に向け「加入者10万人早期達成のための3カ年計画(平成19年～21年度)」を推進。 特に、女性農業者等に対して積極的に働きかけを行うため、女性農業委員等を対象とした特別研修会を開催。(農林水産省) ＜女性の農業者年金の加入者累計＞ H18年度 6,850人 H19年度 8,063人 H20年度 9,133人																
	② 家族従業者が正当な対価を得て、経済的地位の向上が図られるように、収益の分配を明確化した家族経営協定の締結や女性の経済的地位の向上に向けた起業活動への支援等を一層促進する。	農林水産省	○ 農村女性グループ等による効果的・先進的な起業活動やNPO法人等による起業支援活動を支援するとともに、農村女性による起業活動の高度化を図るための実証やマニュアル作成、研修の実施等を支援。(農林水産省) ＜参考:農村女性による起業活動＞ H17年度 9,050件、 H18年度 9,444件、 H19年度 9,533件 ○ 女性農業者等の農業経営への参画や就業条件の改善を図るため、家族経営協定締結に向けた普及・啓発を推進(農林水産省) ＜家族経営協定の締結農家数＞ H18年度 34,521戸 H19年度 37,721戸 H20年度 40,663戸																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	○家族従業者の実態把握等 ③商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努める。また、女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう、自営業における経営と家計の分離等、関係者の理解が得られるように努める。	経済産業省	○ 自営業における家族従業者の状況も含めた中小企業の経営実態や経営課題について、必要に応じ調査を行うなどして把握。(経済産業省)												
(3) 家庭・地域における支え合いの下での生活自立に向けた取組	ア. 単身高齢者の自宅生活をサポートする生活支援体制の整備 ○高齢者の日常生活支援施策の推進 ①地域包括支援センターや民生委員等とも連携し、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業に係る生活支援員等の高齢者の日常生活を支援する施策について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて一層の推進を図る。	厚生労働省	○ 日常生活自立支援事業の推進(厚生労働省) 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が十分でない方々に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることを支援。 日常生活自立支援事業の問い合わせ・相談件数及び新規契約締結件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問い合わせ・相談件数</td><td>530,871</td><td>708,432</td><td>879,523</td></tr> <tr> <td>新規契約締結数</td><td>7,626</td><td>8,580</td><td>9,142</td></tr> </tbody> </table> (社会福祉法人)全国社会福祉協議会調べ		18年度	19年度	20年度	問い合わせ・相談件数	530,871	708,432	879,523	新規契約締結数	7,626	8,580	9,142
	18年度	19年度	20年度												
問い合わせ・相談件数	530,871	708,432	879,523												
新規契約締結数	7,626	8,580	9,142												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○高齢者生活支援サポーター（仮称）の仕組みの構築 ②単身高齢者を地域で見守り必要な日常生活の援助を行う住民による「高齢者生活支援サポーター（仮称）」の仕組みの構築に向けて、地方公共団体やシルバー人材センター、NPO、ボランティア等との連携の下に検討を進める。仕組みの構築に当たっては、日常生活支援員等の既存の施策の拡充という方法も含めて検討する。 ○地域福祉を活性化する体制の整備 ③身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声かけを始めとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う者を配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業を実施する市町村を支援する。 ○高齢女性に対する成年後見制度や消費者被害防止施策の効果的な普及啓発と利用しやすい体制の整備 ④男女共同参画センターや女性関係団体等との協力の下に、高齢女性に対する成年後見制度や消費者被害防止施策の普及啓発を一層強化する。	厚生労働省 厚生労働省 消費者庁、法務省、厚生労働省、法務省	○一人暮らし世帯等への見守り及び買物支援を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らせるための支援を行う、「安心生活創造事業」を実施（厚生労働省） ○地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組みとして、「地域福祉等推進特別支援事業」（平成20年度は「地域福祉活性化事業」の名称で実施）を実施（厚生労働省） ○「見守り新鮮情報」の宣伝用チラシを約5万部作成し、消費生活センターや出前講座の場において配布した。（消費者庁） ○成年後見制度の一層の周知を図るため、パンフレットを作成・配布。（法務省 平成20年度）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	具体的には、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク協議会」への女性関係団体の参加促進、国民生活センターが実施する「メールマガジン『見守り新鮮情報』」における男女共同参画センターや女性関係団体の登録促進などを進める。 また、成年後見制度における女性後見人の育成や、消費者被害防止相談窓口における女性相談員の配置の充実等、高齢女性が利用しやすい体制の整備を図る。 イ. 高齢者の状況に配慮したICTの普及・活用 ○高齢者のICT機器利用を支援する取組の充実・促進 ①高齢者が使いやすいICT機器（例えばタッチパネル式）の開発推進を進める。 また、地方自治体や教育機関、NPO等における講座開催など、高齢者等のICT機器利用を支援する取組の充実・促進を図る。 ○高齢者の生活におけるICTの有効活用の推進 ②遠隔医療、見守り等、高齢者の安心・安全な暮らしを確保するためのICTを活用した仕組みの研究開発を進める。	総務省、文部科学省 総務省、厚生労働省、経済産業省	○ 高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、独立行政法人情報通信研究機構を通じ、当該研究開発費の一部を助成（総務省 平成9年度～）（6.（5）②に前掲） ○ 遠隔医療の在り方については、厚生労働省及び総務省の下に設置した「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の「中間とりまとめ」（平成20年7月）に基づき、平成20～21年度において、総務省で実証事業を実施しているところであり、それらの結果を踏まえて遠隔医療の在り方について検討することとしている。（厚生労働省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○高齢者のICT関連の能力開発の強化※再掲 ③能力開発の観点から高齢者を対象としたICT講座の充実を促進する。その際、e-ラーニング等を活用した能力開発を促進する。 ○高齢女性における情報格差解消のための取組 ④地方自治体や教育機関、NPO等と連携したICT関連の講座開催等において、高齢女性を多く呼び込めるように男女共同参画センターや地域の女性団体等と連携するなど、高齢女性の情報格差解消にも配慮した取組を促す。 高齢女性における携帯メール利用度の高さを踏まえ、国民生活センターが実施する「メールマガジン『見守り新鮮情報』」等の高齢者に対する様々な情報周知等において携帯メールを有効活用する。 ウ. 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	総務省、文部科学省、厚生労働省 消費者庁、総務省、文部科学省	○ 2008年度においては、メールマガジン「見守り新鮮情報」を25回配信し、悪質商法や事故情報、防犯・防災等の情報について高齢者や日頃から高齢者等に接している人々へ迅速に届けた。(消費者庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○生活支援サービス付き住居の整備 ①生活援助員(ライフサポートアドバイザー:LSA)付の高齢者向け住宅など、男女別も含めた高齢者の様々なニーズを把握しつつ、見守りや緊急時の対応などを行う生活支援サービス付き住居の整備を図る。 ○介護を受けられる高齢者向け住宅等の整備 ②一定の人員配置等を行って入居者に介護を提供する「特定施設入居者生活介護」の指定を受ける事業所の対象として、平成18年4月介護保険法改正で新たに加えられた高齢者専用賃貸住宅等について普及拡大を図る。 ○低所得者向けの住宅施策の充実 ③シルバーハウジング・プロジェクトの推進、民間の住宅市場を活用した高齢者向け優良賃貸住宅において低所得者に対し低家賃で住宅を供給する。 ○住み替えに対する支援体制の整備	厚生労働省、国土交通省 厚生労働省、国土交通省 厚生労働省、国土交通省	○高齢者の安心な住まいの確保に資する事業(厚生労働省) 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業に対し、地域支援事業の任意事業として支援。 ○バリアフリー化された公営住宅等と生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を併せて行うシルバーハウジング・プロジェクトの推進(国土交通省 昭和62年度～) 実績: 平成18年度末 21,994戸 平成19年度末 22,561戸 平成20年度末 22,985戸 ○特定施設の対象の拡大(厚生労働省) 平成18年4月の介護保険法改正において、一定の人員配置等を行って入居者に介護を提供する「特定施設入居者生活介護」の指定を受け、介護保険の給付の対象となる施設類型の範囲を適合高齢者専用賃貸住宅等まで広げた。 【特定施設入居者生活介護の事業所数】 平成19年度 2,617事業所 ○高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給を促進するため、地域優良賃貸住宅制度による整備費の助成、地方公共団体による家賃減額の支援等を実施(国土交通省 平成19年度～) 実績: 地域優良賃貸住宅(高齢者型) 平成18年度末 約27千戸 平成19年度末 約30千戸 平成20年度末 約33千戸 (高齢者向け優良賃貸住宅の供給戸数含む)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	④高齢者が、自立状態から要介護状態の重度化の過程、また配偶者との離死別や配偶者の介護等の家族の事情の中で、住み替えを希望する場合に情報提供等を行う支援体制の整備を一層進めるため、地方自治体や民間機関等と連携した取組を進める。 ○住宅資産の有効活用に対する支援の充実 ⑤民間市場とも連携したリバース・モーゲージや持ち家賃貸等、住宅資産の有効活用に対する支援を一層推進する。	国土交通省 厚生労働省、国土交通省	○ 高齢者等の住み替え支援制度により高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え促進(国土交通省 平成18年度～) 実績: 平成21.7現在 契約完了件数120件 ○ 高齢者世帯の入居を受け入れる賃貸住宅の登録や居住に関する各種サポート等を行うあんしん賃貸支援事業(国土交通省 平成18年度～) 実績:平成18年度 8箇所 平成19年度 15箇所 平成20年度 32箇所 平成21年5月現在 33箇所の自治体が事業に参加 ○ 低所得の高齢者世帯が有する居住用不動産を活用するための制度として、都道府県社会福祉協議会を実施主体とした長期生活支援資金貸付制度を実施し、居住用不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援する。(厚生労働省) (貸付実績) ・平成18年度 決定件数 123件 決定金額 2,136,907千円 ・平成19年度 決定件数 141件 決定金額 2,455,193千円 ・平成20年度 (集計中) ○ 住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する住宅改良等資金に係るリバースモーゲージの推進を支援(国土交通省 平成21年度～) 実績:取扱金融機関 1機関(平成21年10月1日～) 付保実績 0件(平成21年10月9日現在) ○ 住宅金融支援機構において、高齢者(60歳以上)に対する持ち家のバリアフリーリフォームや耐震改修の際の融資、マンション管理組合が行う工事において区分所有者が負担する一時金に係る融資、マンション建替え事業等により建設された住宅の取得に係る融資について、元金の返済は死亡時に一括償還とすることができる高齢者向け返済特例制度を実施(国土交通省平成13年度～) 受理実績: 平成18年度 (リフォーム) 19件、(マンション建替え等)15件 平成19年度 33件、 3件 平成20年度 39件、 17件

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	エ. 高齢者虐待の問題への対応 ○高齢者虐待の防止と早期対応に向けた対策の推進 ①高齢者虐待相談等窓口の設置・周知、高齢者虐待に関する知識・理解の啓発、高齢者虐待防止ネットワークの構築等の取組を推進する。	厚生労働省	○ 市町村における高齢者虐待相談等窓口の設置・周知については、ほぼ100%の市町村において体制が整備されている状況にある(平成20年10月現在)。 また、高齢者権利擁護等推進事業において、各都道府県が実施する介護施設・サービス事業者に対する研修、権利擁護に関する専門的相談体制及び虐待防止ネットワークの構築等の支援を実施。(予算規模:平成21年度344,741千円) この他、地域包括支援センターにおいて、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の権利擁護のため必要な援助を行うことにより、高齢者の虐待防止及び権利擁護のための取組を推進。(厚生労働省)
(4)性差に配慮した医療・介護予防への取組	ア. 性差医療の推進 ○性差医療に関する研究の推進 ①学会や研究機関等との連携の下に、性差医療に関する研究を一層推進する。 ○性差医療に関する知識の普及 ②生涯を通じた健康の保持のため、性差に応じた的確な医療が受けられるように、医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識の普及を図る。 ○女性のニーズに合った医療の推進	厚生労働省 内閣府、厚生労働省	○平成20年度から「循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業」において、生活習慣病対策の一環として、女性の生活習慣病対策に資する研究を実施している。(厚生労働省)(8(1)ア②に前掲) ○「子ども家庭総合研究事業」において、女性の健康支援のための科学的根拠の構築などを目的とした研究を実施。(厚生労働省)(8(1)ア②に前掲) ○女性の健康づくり対策の一環として、毎年3月1日から8日までを「女性の健康週間」と定め、地方自治体や民間会社がイベントを実施するとともに、平成19年度、20年度ともに厚生労働省主催による「女性の健康週間」イベントを実施し、女性の健康課題に関する普及啓発を重点的に行っている。(厚生労働省)(8(1)ア⑥に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	③国立成育医療センターを中核とした女性のニーズに合った医療に関する情報提供を行うことにより、医療機関等における取組を促進する。 医療機関等における性差医療に関する取組の実態について把握するとともに、好事例を収集して情報提供することにより、取組の普及促進を図る。 女性のニーズに対応した医療の推進に当たっては、女性医師等の女性の医療専門職が働きやすい環境の整備も重要な課題である。「女性の参画加速プログラム」の推進を図り、女性医師の勤務状況等に関する実態把握、勤務体制の見直し、継続就業や復帰への支援等を進める。	内閣府、厚生労働省	○「諸外国における専門職への女性の参画に関する調査」において、医師を始めとする医療関係者に関する取組・施策を調査（内閣府 平成21年度） ○男女共同参画担当大臣が、日本医師会理事会に出席し、医療現場において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」、「男女共同参画」等について取り組むことを要請するとともに、会長宛要請文書を手交。（内閣府 平成20年度） ○女性の健康支援対策事業（厚生労働省）（8（1）ア①に前掲） 一人ひとりの女性が自らの健康に目を向け、主体的な健康づくりを実践することができるように支援し、その効果を実証及び評価することで、女性の健康づくりを一層推進するための効果的な事業展開手法について検証している。 ○民間有識者らによる「女性の健康づくり推進懇談会」において、女性の健康支援の充実について検討している。（厚生労働省）（8（1）ア①に前掲） 平成19年度 懇談会2回開催 平成20年度 懇談会2回開催 ○医療現場における女性医師の就労環境の整備のため、病院内保育所の運営を支援する事業、退職した女性医師に対する復職のための研修を支援する事業や「女性医師バンク」への支援の拡充等を実施している。（厚生労働省） ○日本医師会男女共同参画委員会において、平成21年3月に「女性医師の勤務環境の現況に関する調査報告書」がとりまとめられたところである。（厚生労働省） ○事業所内保育施設設置・運営等助成金（厚生労働省）（女性参画2（1）②に前掲） 労働者のための保育施設を、事業所内に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業団体にその一部を助成。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成。 平成21年度より、事業内保育施設の中長期的な運営の安定化を図り、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促進するため、運営費の助成金支給期間を5年間から10年間に延長し、事業主等からの希望の強い地域開放を可能とする要件の緩和を行った。 ※事業所内保育施設設置・運営コースの支給状況 <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>件数</td><td>234</td><td>299</td><td>381</td></tr> <tr> <td>金額(千円)</td><td>1,252,685</td><td>1,591,819</td><td>1,938,657</td></tr> </table>		18年度	19年度	20年度	件数	234	299	381	金額(千円)	1,252,685	1,591,819	1,938,657
	18年度	19年度	20年度												
件数	234	299	381												
金額(千円)	1,252,685	1,591,819	1,938,657												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	イ. 男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防施策の推進 ○特定健康診査・特定保健指導における男女別評価の促進 ①特定健康診査・特定保健指導について、事業の評価に当たってはニーズや効果に関する男女別の評価を行うことにより、きめ細かな施策の推進が図られるよう努める。	厚生労働省	○ 短時間労働者均衡待遇推進等助成金(短時間正社員制度の導入)の支給(厚生労働省)(女性参画2(1)②に前掲) 短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出た場合に、事業主に対して助成金を支給。 平成21年度より、短時間正社員制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充した。 【現行】短時間正社員制度を設けた上で、最初の制度利用者が出た場合に、助成金を支給。 【拡充】短時間正社員制度を設けた上で、実際に制度利用者が出た場合に、制度利用者の10人目まで助成金を支給。 ○ 短時間正社員制度について、導入モデル例の開発、普及等により、その導入促進・定着を図る。(厚生労働省)((1)ア①に前掲) ○ 医療保険者による特定健康診査・特定保健指導は、平成20年度から開始した制度であり、初年度の実績報告は本年11月以降にとりまとめられることとなっている。(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○男女の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラムを受けられる仕組みづくり ②女性の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラム(運動・食事)を受けられる仕組みづくりに向けて、生活習慣病等の戦略的介入研究や介護予防プログラム(転倒骨折予防など)の開発研究を推進する。 男性に喫煙、飲酒の習慣が多いことを踏まえつつ、生活習慣改善を図るため、禁煙やアルコール依存の解消に関する健康相談・健康教室等の機会の一層の充実を行う。 ○骨粗しょう症の予防対策の推進 ③高齢女性にとって大きな健康問題である骨粗しょう症の予防対策として、検診受診率の向上に向けた若年期からの普及啓発を一層推進する。 ○高齢者や女性が参加できる地域の健康づくり環境の整備 ④身近な地域で健康づくりを図るための環境整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおいて高齢者や女性の参加が促進されるようにモデル事業を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する。	厚生労働省 文部科学省	○女性の健康づくり対策の一環として、毎年3月1日から8日までを「女性の健康週間」と定め、地方自治体や民間会社がイベントを実施するとともに、平成19年度、20年度ともに厚生労働省主催による「女性の健康週間」イベントを実施し、女性の健康課題に関する普及啓発を重点的に行っている。(厚生労働省)(8(1)ア⑥に前掲) ○「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」を実施し、地域住民の誰もが、子どもから高齢者まで、地域の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむ事ができる場となる総合型地域スポーツクラブの育成を推進している。(文部科学省 平成16年度～) 【総合型地域スポーツクラブ育成状況(創設準備中含)】 平成20年度:2,768クラブ 平成21年度:2,905クラブ (文部科学省調べ)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																								
(5)良質な医療・介護基盤の構築	ア. 女性の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実と良質な介護基盤の構築 ○男女共に介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり ①家族の介護を行う労働者が仕事と介護を両立し、雇用の継続が図れるように、事業主への介護休業制度の普及や労働者からの相談への対応、両立支援に取り組む事業主への助成金の支給等を行い、男女共に介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりを進める	厚生労働省	○ 両立支援レベルアップ助成金(育児・介護費用等補助コース)の支給(厚生労働省)(6(2)イ③に前掲) 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成 ※育児・介護費用等補助コースの支給状況 <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>件数</td><td>570</td><td>575</td><td>574</td></tr> <tr> <td>金額(千円)</td><td>742,928</td><td>790,920</td><td>831,224</td></tr> </table> ○ 両立支援レベルアップ助成金(休業中能力アップコース)の支給(厚生労働省)(6(2)イ③に前掲) 育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に支給 ※休業中能力アップコースの支給状況 <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>対象者(人)</td><td>3,247</td><td>3,417</td><td>3,438</td></tr> <tr> <td>金額(千円)</td><td>201,544</td><td>222,001</td><td>223,810</td></tr> </table> ○ 育児・介護休業法を改正し、介護のための短期の休暇制度(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)を創設し、仕事と介護の両立支援促進策を導入。(厚生労働省平成21年7月1日改正法公布)		18年度	19年度	20年度	件数	570	575	574	金額(千円)	742,928	790,920	831,224		18年度	19年度	20年度	対象者(人)	3,247	3,417	3,438	金額(千円)	201,544	222,001	223,810
	18年度	19年度	20年度																								
件数	570	575	574																								
金額(千円)	742,928	790,920	831,224																								
	18年度	19年度	20年度																								
対象者(人)	3,247	3,417	3,438																								
金額(千円)	201,544	222,001	223,810																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○介護サービス基盤の整備 ②介護保険制度の円滑な運営に資するため、都道府県等との連携の下に介護支援専門員や訪問介護員等の介護人材の育成を一層推進する。 福祉重点ハローワークを中心とした公共職業安定所や福祉人材センター等における福祉人材の求職・求人に係る情報提供、職業相談、職業紹介等を一層推進する。これに当たっては、介護労働者のニーズについて男女別の分析も含めきめ細やかに把握し、これを踏まえた情報提供内容の工夫や担当者研修の充実等に取り組む。 また、介護サービス基盤整備の効果について、女性の介護負担の軽減が実現されているかという観点も含めて、定期的に調査分析を行い、施策の改善につなげる。 ○介護労働者の雇用管理改善に向けた取組の推進 ③介護分野における良好な雇用機会の創出と労働力確保を図るため、介護事業所における労働基準法、男女雇用機会均等法、改正パートタイム労働法等の関係法令の遵守のための指導を行い、雇用管理改善を支援する。また、介護労働者の就業の実態とニーズに関する男女別の把握を継続的に行い、キャリアや能力に見合った適切な給与水準の確保、勤務体制の工夫等、介護労働者が男女共に意欲を持って働きやすい職場環境整備の促進を図る。	厚生労働省 厚生労働省	○ 介護支援専門員に係る人材研修(厚生労働省) ①目的:介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、制度の要である介護支援専門員に対して各種の研修事業を実施 ②内容:介護支援専門員実務研修・再研修、介護支援専門員実務従事者基礎研修、介護支援専門員更新研修・専門研修、主任介護支援専門員研修 ③対象:介護支援専門員等 ④実施の仕組み:都道府県が実施 ⑤予算規模:21年度350,000千円 ○ 訪問介護員に係る人材養成(厚生労働省) ①目的:介護保険制度における居宅サービスを提供する要である介護員を養成する。 ②内容:介護職員基礎研修、訪問介護員1級、2級 ③対象:訪問介護サービスに従事しようとする者等 ④実施の仕組み:都道府県が実施 ⑤予算規模:予算補助なし ○ 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報収集・調査研究のため、(財)介護労働安定センターにおいて介護労働実態調査を実施(厚生労働省) ○ 男女雇用機会均等法に基づく行政指導の実施 (厚生労働省) 職場において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施(3(1)ア②に前掲) ○ 事業場に対する臨検監督の際、介護労働者の労働条件に関し、労働基準関係法令違反が認められた場合には、必要な改善を指導。(厚生労働省) ○ 介護人材の確保・処遇改善を図るため、プラス3%の介護報酬改定を実施し、キャリアや能力に着目した評価を行った。(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	イ. 安定的な医療提供体制の整備 ○地域で必要な医療が受けられるための医師確保対策の推進 ①誰もが地域で必要な医療を受けられるように、医師不足地域の解消や女性医師等の働きやすい職場環境整備を目指す「緊急医師確保対策」(平成19年5月31日)に基づく取組を推進する。 「女性の参画加速プログラム」の推進を図り、女性医師の勤務状況等に関する実態把握、勤務体制の見直し、継続就業や復帰への支援等について進める。 ※再掲	内閣府、厚生労働省	○また、平成21年度補正予算において、介護職員(常勤換算)1人当たり月1.5万円の賃金引き上げに相当する規模の介護職員処遇改善交付金を創設したところである。 なお、2年目となる平成22年度以降は、キャリアパスに関する要件を加えることを考えている。(厚生労働省) ○改正パートタイム労働法に基づく行政指導の実施(厚生労働省)((2)イ⑥に前掲) パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、改正パートタイム労働法に基づく適確な指導等を実施する。 ○均衡待遇等の推進に意欲のある事業所に対して、人事労務管理の専門家である「均衡待遇・正社員化推進プランナー」を派遣し、具体的に助言(厚生労働省)((2)イ⑥に前掲) ○介護労働者の雇用及び福祉に関する情報収集・調査研究のため、(財)介護労働安定センターにおいて介護労働実態調査を実施(厚生労働省)((5)ア②に前掲) ○「諸外国における専門職への女性の参画に関する調査」において、医師を始めとする医療関係者に関する取組・施策を調査(内閣府 平成21年度) ○男女共同参画担当大臣が、日本医師会理事会に出席し、医療現場において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」、「男女共同参画」等について取り組むことを要請するとともに、会長宛要請文書を手交。(内閣府 平成20年度) ○「緊急医師確保対策」(平成19年5月31日)に基づき、医師派遣システムの構築、病院勤務医の勤務環境の整備、女性医師等の働きやすい職場環境整備の整備、医師不足地域における研修の支援、医療リスクに対する支援体制の整備、医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進等の医師確保に係る各種施策を実施している。(厚生労働省) ○医療現場における女性医師の就労環境の整備のため、病院内保育所の運営を支援する事業、退職した女性医師に対する復職のための研修を支援する事業や「女性医師バンク」への支援の拡充等を実施している。(厚生労働省)((4)③に前掲)